

## カルテ開示手続き

当院では、個人情報保護条例に基づき、患者の個人情報保護を行っております。  
診療録（カルテ）等の開示を希望する場合は、次の手続きが必要となります。

### 1. 開示請求ができる範囲

診療継続中のものまたは診療完了後5年（法令で定められた保管期間）以内の診療録（カルテ）、看護記録、検査記録、エックス線写真、診療を目的として当院にて作成されたものの指定期間分とします。（他の医療機関で作成された文書、検査記録等は開示の対象外。）

### 2. 開示請求できる方

- (1) 成年患者本人（20歳以上）
- (2) 成年患者本人の同意を得た親族および法定代理人
- (3) 満15歳以上の未成年患者の同意を得た親権者および法定代理人（疾病内容によっては患者本人のみの請求を認めます）
- (4) 満15歳未満の未成年患者の親権者および法定代理人
- (5) 合理的判断が困難となっている成年患者と生計を同じくしている親族およびこれに準ずる縁故者
- (6) 死亡患者の法定相続人

### 3. 開示のできない場合

次のいずれかに該当する場合は、開示できません。

- (1) 治療効果等や心身の状態への悪影響が予想される場合
- (2) 患者本人に告知していない病名等が記載されている場合（部分不開示）
- (3) 患者本人が生前または診療中において不開示の意思を表明している場合
- (4) 紹介状等、第三者から得た情報が含まれており、当該第三者の了解が得られない場合
- (5) 家族、医療従事者および関係者の権利、利益を損なう恐れがある場合
- (6) 未成年患者の法定代理人による請求がされた場合、提供することが当該未成年患者の利益を損なう場合
- (7) その他開示を不相当とする事由があると法人が認める場合

### 4. 開示方法

口頭による説明、カルテのコピー（刷りだし）のいずれかにより行います。

### 5. 開示請求に必要な書類等

開示請求者は、次の書類等が必要となります。

- (1) 診療記録等開示請求書※手続きの際、窓口にてご記入いただきます。
- (2) 開示請求する方のご印鑑および本人確認ができる書類
- (3) 開示請求する方が患者本人以外の場合は、関係を証明する書類
- (4) 2. 開示請求できる方（2）もしくは（3）に該当する場合は、同意書の提出ができ

ない場合には、提出できない理由およびそのことを証明できる書類が必要になります。

- (5) 2. 開示請求できる方(6)に該当する場合は、亡くなっていることが確認できる書類

## 6. 開示の手順

- (1) 開示請求される方は、上記5の必要な書類等をご準備のうえ、直接、窓口へ提出してください(郵送不可)。請求書受領後に、法人として開示の可否等を判断しますので、3～4週間のお時間をいただきます。決定までの間、お待ちください。
- (2) 決定後は、申請に従った料金をお知らせしますので、前納ください。料金前納時に、開示の回答書をお渡しします。その後、開示準備が整い次第、請求者へ開示日をご連絡いたします。
- (3) 開示日当日、お渡しした回答書および請求時と同様に本人確認ができる書類を再度ご提出ください。提出されなかった場合は、開示を取り消すこともあります。

## 7. 請求手続き

個人情報開示請求書に必要な事項を記入し、申請していただきます。本人確認をしますので、官公庁が発行した身分証明書(写真付きのものであれば1つ、写真付きのものがなければ複数)を持参の上、受付へお越しください。

### 身分証明書類

診療記録等を請求する場合には、プライバシーの保護のため身分を証明する書類が必要となります。証明書類の原本(写しは不可)を提示してください。提示された書類は、写しを取った後にお返しします。

[1] 開示請求者本人確認 ※有効なものに限ります。

請求者本人であることを確認するために必要な書類の写しを提出していただくこととなりますので、ご了承下さい。尚、1つ提出すれば良いものと、2つ提出しなければならないものがあります。

### 1つで良いもの

- ・ 運転免許証
- ・ 旅券(パスポート)
- ・ 船員手帳
- ・ 海技免状
- ・ 猟銃・空気銃所持許可証
- ・ 戦傷病者手帳
- ・ 宅地建物取引主任者証
- ・ 電気工事士免状
- ・ 無線従事者免許証
- ・ 認定電気工事従業者認定証

- ・耐空検査員の証
- ・航空従事者技能証明書
- ・運航管理者技能検定合格証明書
- ・動力車操縦車運転免許証
- ・教習資格認定証
- ・顔写真が貼ってあるシールプレス付きの身体障害者手帳
- ・顔写真が貼ってある官公庁職員身分証明書
- ・その他公益団体の顔写真が貼ってある身分証明書

2つ必要なもの A + AまたはA + B

【 A 】

- ・健康保険証
- ・共済組合員証
- ・年金手帳（証書）
- ・恩給証書
- ・開示請求書に押印した印鑑の印鑑登録証明書  
（請求日前3ヶ月以内に作成されたもの）

【 B 】

次のうち写真が貼ってあるもの

- ・会社の身分証明書
- ・学生証
- ・公の機関が発行した資格証明書

[2] 開示請求者が患者本人以外の場合

患者本人以外の方が開示を請求する場合は、上記[1]の他に患者との関係（資格）を証明するための書類および同意書が必要になります。（請求日前3ヶ月以内に作成されたもの）

- ・戸籍謄本
- ・住民票
- ・家庭裁判所の証明書
- ・その他、代理人関係を確認し得る書類

※個人情報の開示請求は、個人情報の保護のため、原則、ご本人が直接来院し、請求をすることになっています。死亡、未成年者の請求や、歩行困難等で直接来ることができない等の理由があり本人が直接請求できない場合は、ご相談ください。

## 8. 診療記録等の開示などを拒みうる場合

診療情報の提供、診療記録等の開示の申し立てが、次の事由に当たる場合には、診療情報の提供、診療記録等の開示の全部または一部を拒むことがあります。

- (1) 対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が、第三者の利益を害する恐れがあるとき
- (2) 診療情報の提供、診療記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき
- (3) 前二号のほか、診療情報の提供、診療記録等の開示を不相当とする相当な事由が存するとき

## 9. 診療記録等開示に係わる費用

診療記録等の開示に対し、次のとおり料金（消費税別）を定めています。

- (1) 開示手数料（1申請につき） 10,000円
- (2) 口頭による説明（1診療科） 20,000円／30分  
(超過加算5,000円／15分)

### (3) 謄写

- ・診療記録、心電図、ホルター心電図 各50円／枚（A4・白黒）
- ・エックス線、内視鏡、CT（当院検査指示分）、エコー 各3,000円／枚（CD）

以上

## 10. 受付期間等

受付期間 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）

受付時間 8時30分から18時00分まで

医療法人そよかぜ 平成28年3月6日 初版

平成29年2月23日 改訂

平成29年4月18日 改訂